

付議事件及び審議結果

令和8年2月定例会

令和8年3月3日上程

議案第 1号	上田地域広域連合副広域連合長の選任について	3月3日同意
議案第 2号	上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について	3月6日可決
議案第 3号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正について	3月6日可決
議案第 4号	令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算(第2号)	3月6日可決
議案第 5号	令和7年度上田地域広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号)	3月6日可決
議案第 6号	令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算(第2号)	3月6日可決
議案第 7号	令和8年度上田地域広域連合一般会計予算	3月6日可決
議案第 8号	令和8年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計予算	3月6日可決
議案第 9号	令和8年度上田地域広域連合介護保険特別会計予算	3月6日可決
議案第10号	令和8年度上田地域広域連合消防特別会計予算	3月6日可決
議案第11号	上田創造館の指定管理者の指定について	3月6日可決

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案第 1号 上田地域広域連合副広域連合長の選任について
- 第 6 議案第 2号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について
- 第 7 議案第 3号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正について
- 第 8 議案第 4号 令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第2号）
議案第 5号 令和7年度上田地域広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第 6号 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 7号 令和8年度上田地域広域連合一般会計予算
議案第 8号 令和8年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計予算
議案第 9号 令和8年度上田地域広域連合介護保険特別会計予算
議案第10号 令和8年度上田地域広域連合消防特別会計予算
- 第10 議案第11号 上田創造館の指定管理者の指定について
- 第11 一般質問
- (1) 広域連合行政について 滝澤 栄一 議員
- (2) 広域連合行政について 半田 大介 議員
- (3) 広域連合行政について 飯島 伴典 議員
- (4) 広域連合行政について 古市 順子 議員

本日の会議に付議した事件

日程第1から第11まで

出席議員（23名）

第1番	古市順子	君
第2番	西沢逸郎	君
第3番	矢島昭徳	君
第4番	堀内仁志	君
第5番	滝澤栄一	君
第6番	田中信寿	君
第7番	平林幸一	君
第8番	塩澤敏樹	君
第9番	土屋勝浩	君
第10番	久保田由夫	君
第11番	池上喜美子	君
第12番	半田大介	君
第13番	大塚博文	君
第14番	山崎康一	君
第15番	原田恵召	君
第16番	田福光規	君
第17番	宮下省二	君
第18番	飯島伴典	君
第19番	池田総一郎	君
第20番	佐藤論征	君
第21番	尾島勝	君
第22番	大日向進也	君
第23番	中村忠靖	君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

広域連合長 土屋陽一君

副広域連合長 ○東御市長 花岡利夫君
○青木村長 北村政夫君
○長和町長 羽田健一郎君
○坂城町長 山村弘君

広域連合監査委員 手塚明君

事務局 ○事務局長 青木卓郎君
○消防長 齋藤武昭君
○会計管理者 山口美栄子君
○事務局総務課長 清水和広君
○事務局企画課長 渋谷隆志君
○事務局地域医療対策課長 西川誠君
○事務局介護障がい審査課長 望月和俊君
○事務局ごみ処理広域化推進室長 橋詰譲己君
○消防次長（兼）
消防本部長
総務課長 松木宏樹君
○消防次長（兼）
上田中央
消防署長 関博之君
○清浄園所長 杉浦剛君

○上クセ所	リナー	田	若	林	昭	君
○丸クセ所	リナー	子	山	崎	真也	君
○東クセ所	リナー	部	岩	下	雄司	君
○消防予	防本課	部長	吉	田	昭雄	君
○消防警	防本課	部長	竹	村	満弘	君
○消防通信課	防本指	部令長	高	橋	浩二	君
	事務局		鈴	木	周平	君

本会議

午前 9時30分 開 会

* 議長（池田総一郎君） ただいまから令和8年2月上田地域広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

* 議長（池田総一郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

はじめに、去る12月1日、長和町議会議長から上田地域広域連合議会議員に原田恵召議員及び田福光規議員が選出されたことの報告がありました。

次に、上田市議会選出の斉藤達也議員から、一身上の都合により1月31日をもって上田地域広域連合議会議員を辞職したい旨の申出がありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定によりこれを許可しましたので、報告します。

これに伴い、去る2月18日、上田市議会議長から上田地域広域連合議会議員に土屋勝浩議員が選出されたことの報告がありました。

次に、委員会条例第6条第1項の規定により今回新たに議員となりました議員の常任委員会委員の選任については、お手元に配付した委員表のとおり指名しましたので、報告します。

次に、広域連合長から地方自治法第180条第2項の規定により、広域連合長専決処分事項の指定に係る報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から報告のありました定期監査結果及び例月出納検査結果については、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

ここで暫時休憩といたします。

午前 9時32分 休 憩

午前 9時36分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議席の指定

* 議長（池田総一郎君） 日程第2、議席の指定を行います。

今回新たに就任されました議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において次のとおり指定いたします。

9番、土屋勝浩議員、15番、原田恵召議員、16番、田福光規議員、以上のとおり指定いたしました。

日程第3 会議録署名議員の指名

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、3番、矢島議員、17番、宮下議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月6日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（池田総一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は4日間と決しました。

広域連合長挨拶

* 議長（池田総一郎君） ここで、広域連合長から挨拶があります。

土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 本日ここに令和8年2月上田地域広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

2月21日に上田市西内地区において林野火災が発生いたしましたが、地元消防団による地上からの迅速な消火活動に加え、消防防災航空隊による空中からの消火活動により、翌22日には鎮圧、25日には鎮火に至ることができました。御協力をいただきました地元消防団等の関係機関や地元自治体の皆様に改めて感謝を申し上げます。

さて、ただいま昨年11月に行われました長和町議会議員選挙による選出議員の交代及び上田市選出議員の交代がございました。退任されました議員各位のこれまでの御尽力に対し厚く御礼申し上げますとともに、新たに選任された議員各位におかれましては、当地域の更なる発展のため、一層

の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、さきに行われました長和町長選挙において羽田健一郎町長が再選されました。このため、今定例会では副広域連合長の選任について人事案を上程しております。

それでは、当広域連合の重要課題や事業について、それぞれ取組の一端を述べさせていただきます。

まず、最重要課題の一つである資源循環型施設建設について申し上げます。

施設の建設及び運営事業者を選定する資源循環型施設事業者選定委員会につきましては、昨年11月立ち上げから既に3回開催しており、専門的な知識を有する学識経験者を中心とした委員の皆様により、当地域のごみ処理事業に最適な事業者の公平かつ公正な選定に努めているところでございます。

事業者選定の前提条件となる施設規模につきましては、これまで1日当たりの処理量を144トンとして進めてまいりましたが、国が示した新しい算定式を採用するとともに、ごみの減量化が一段と進んでいる状況を踏まえ、126トンに縮小する見直しを行いました。

規模を縮小することにより、これまでの地元の皆様との協議を尊重し、更にコンパクトな施設を目指すとともに、建設資材や労務費の高騰などにより、建設費が依然として上昇傾向である現状を踏まえ、可能な限り財政負担の軽減を図るものでございます。本定例会において、建設費及び令和33年度までの運営費の債務負担行為について、このような社会情勢を踏まえた結果、当初の想定より高額となっておりますが、予算案を上程させていただきます。

このような施設規模の見直しや延べ床面積の上限を設定することにより、有利な起債である公共施設等適正管理推進事業債を活用するなど、更なる財政負担軽減に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

一方、上田市が主体となり進めております地域振興につきましては、各自治会との協議を着実に進めているところでございます。

また、2月23日には初めて諏訪部自治会と共催しての説明会を開催し、改めて御説明する中で、施設建設について、自治会としての協議開始に向けて大きく前進したものと考えております。

資源循環型施設につきましては、ようやく建設手続の段階まで進んでまいりました。引き続き地域の皆様との対話を重視し、安全で安心かつ地域と調和した施設を目指し、鋭意努力してまいります。

次に、もう一つの最重要課題である地域医療対策について申し上げます。

地域医療を取り巻く情勢は、当圏域の慢性的な医療従事者不足や医師の高齢化に加え、医師の働き方改革の影響もあり、救急医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。

病院群輪番制を担っていただいている10病院及び後方支援病院である信州上田医療センターの皆様の大なる御尽力により、救急医療体制が維持されていることに対しまして、厚く御礼を申し

上げます。

こうした中、これまで関係機関で構成されている上小医療圏救急医療体制検討会において検討を重ねてきた輪番制の継続と共同利用型の推進を行うことに加え、信州上田医療センターと輪番病院との間でスムーズな転院を目的とする診療連携協定においては、本年2月2日に丸子中央病院が加わり、取組が9つの病院まで拡大するなど、医療従事者不足を病院間連携で補う上田スタイルの取組が着実に進められております。

昨年10月22日には、長野県に対しまして、当圏域での二次救急医療の完結に向けて、喫緊の課題である医師及び看護師確保や救急医療体制の充実に向けた支援要望を行いました。

また、11月30日には「考えよう！上田地域 私たちの救急医療」と題して、救急医療の最前線で活躍されている医療従事者の方々をお招きし、救急医療シンポジウムを上田文化会館で開催しました。当日は、約200人の皆様に御参加いただき、医師、看護師不足の実態や救急車の適正利用について認識を深めていただきました。

更に、本年1月発行の広域連合広報紙「うえだ広域」において、夜間休日における医療機関への受診方法等を御案内するリーフレットを作成し、全戸配布しました。

今後も関係機関との連携を密にし、地域の安全安心な救急医療体制の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、上田、丸子、東部クリーンセンターについて申し上げます。

3クリーンセンターへのごみの搬入量は、令和8年1月末時点で、前年同期に比べ、約1,083トン、3.4パーセントの減少となっております。これは、住民の皆様のごみの削減、分別の徹底、リサイクルの推進及び関係市町村の啓発によるものと捉えており、引き続き関係市町村と連携し、ごみの減量化に努めてまいります。

また、各クリーンセンターは稼働から30年以上が経過していることから、老朽化により施設や設備の突発的な不具合が発生する頻度が年々高くなっております。

新たな資源循環型施設が稼働するまでの間、地域住民の皆様のご生活環境に影響を及ぼさないよう、特に処理能力の高い上田クリーンセンターを軸として、延命に必要な修繕や点検を行う必要があることから、このたび令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算において、増加する修繕費に対して有利な起債を活用し、関係市町村の財政負担を軽減するとともに、平準化を図るための予算案を上程しております。

次に、清浄園について申し上げます。

清浄園は、建設から28年が経過し、設備の老朽化に伴い、機器等の故障が増加傾向にあり、応急的な修繕により対応し、延命化を図っております。

資源循環型施設の建設に向けて、令和8年度末をもって受入れを停止する予定ですが、それまでの間、最低限の修繕を行うことにより、安全で適切な維持管理に努めてまいります。

次に、斎場について申し上げます。

大星斎場は、建設から53年が経過し、建物や機械設備の老朽化が進んでおり、依田窪斎場とともに施設への負担軽減が喫緊の課題となっております。

大星斎場については、火葬炉ホールと収骨室が分離していないため、以前からプライバシーに関する課題があったことから、来年度カーテンの設置工事を行うことにより、利用者の声に応える対策を講じてまいります。

引き続き、両斎場の利用状況の動向を注視し、必要に応じて対策を講じるとともに、利用者ニーズの把握に努め、人生の終えんの場にふさわしい斎場となるよう、質の高いサービスの提供に努めてまいります。

次に、上田創造館について申し上げます。

上田創造館は、昭和61年の開館から40周年を迎えます。開館以来、地域の科学館、交流・研修施設の充実を運営の柱として、子ども科学講座、四季を通じた企画展など各種事業のほか、圏域内の小学校の授業の場としての利活用など、様々な取組を行ってまいりました。

今年度は、上田創造館が指定避難所に指定されていることを踏まえ、災害時の情報インフラ整備を目的として、緊急防災・減災事業債を活用した無線LAN設置工事のほか、建物北側通路の劣化が激しいことから、全面舗装工事を行っており、どちらも年度内に完成予定となっております。

一方、舞台照明設備等についても老朽化が進んでいることから、設備修繕を計画的に実施し、利用環境の向上と適正な管理運営に努めてまいります。

次に、図書館情報ネットワーク事業について申し上げます。

上田地域図書館情報ネットワーク事業は、平成7年の発足から30周年を迎えました。発足以降、圏域内の全ての公共図書館10館と一部を除く小中学校47校などの端末をネットワークで結び、図書予約や最寄りの公共図書館以外の図書についても貸出し、返却ができるサービスの提供を行ってまいりました。

引き続き、地域住民の皆様により一層図書館を利用していただき、生涯学習等に御活用いただけるよう努めてまいります。

次に、広域的な幹線道路網構想、計画に関連して申し上げます。

上田地域と諏訪地域を高規格で結ぶ上田諏訪連絡道路については、松本佐久連絡道路とともに、国と県の計画に構想路線として位置づけられており、現在長野県においては、物流の2024年問題が当路線に与える影響について、実態を把握する調査を継続するとともに、整備の必要性について整理が行われております。

こうした中、建設促進期成同盟会では、昨年11月26日に長野県への要望活動を行い、上信自動車道の群馬県側事業化区間がより長野県境へ近づいていることを受け、整備に向けた地域の熱意を伝えてまいりました。

引き続き、関係市町村をはじめ、諏訪広域連合、長野県及び経済団体等の皆様とともに、道路の早期実現に向けた取組を進めてまいります。

次に、広域的な観光振興について申し上げます。

広域連合のスケールメリットを生かし、上田地域の魅力ある特産品や観光資源を知っていただくため、これまで上田地域観光協議会を中心に、北陸方面及び首都圏において様々な観光キャンペーンに取り組んでまいりました。

また、観光誘客や周遊促進を目的として、7つの道の駅とソフトクリームを販売する20店舗の御協力によるデジタルスタンプラリーを実施したところ、約1,700人の方に御参加いただき、再来訪への機会の創出と周遊の促進に努めました。

次に、広域消防について申し上げます。

昨年11月18日に大分市佐賀関で発生した大規模火災においては、木造家屋が密集する地域の特性に加え、強風や乾燥といった悪条件が重なり、被害が拡大しました。

この火災を受け、国において消防防災対策のあり方に関する検討が進められていることから、当広域消防においても、火災が大規模化する危険性の高い地域等での被害を最小限にとどめるために策定した警防計画の見直しを進めているところです。

また、昨年末から本年にかけ、全国的に大きな地震が頻発していることも踏まえ、改めて関係市町村や関係機関との連携を密にし、災害対応力の強化に取り組んでまいります。

次に、火災予防について申し上げます。

令和7年中の火災件数は56件で、前年と比較して14件の増加となりました。特にたき火や火入れなど、屋外焼却を原因とする火災は、前年と比較して9件増加しております。

火災予防条例の一部を改正し、1月1日から林野火災注意報・警報の運用を開始したところですが、同日初めて上田地域に林野火災注意報を発令しました。

今年に入り、山梨県や神奈川県など、各地で大規模な林野火災が発生しましたが、冬季から春先にかけては、特に降水量が少なく、空気が乾燥し、屋外焼却を起因とする火災が発生しやすい気象状況となることから、気象情報に注視し、発令基準を満たした場合には、速やかに林野火災注意報・警報を発令しますので、住民の皆様には、たき火などを控えていただき、火災予防に御協力いただきますようお願いいたします。

また、林野火災のみならず、各地で火災が多発しており、当圏域内でも死傷者の伴う住宅火災が続けて発生しています。お亡くなりになられた皆様には心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

この現状を鑑み、火災から命を守るために、暖房器具等、火気の取扱いに関する注意喚起や住宅用火災警報器の設置促進など、住宅防火対策をより一層推進するとともに、引き続き地域一体で防災力の向上に努めてまいりますので、住民の皆様への御理解、御協力を重ねてお願いいたします。

次に、救急業務について申し上げます。

令和7年中の救急出動件数は1万1,767件で、前年と比較して83件減少しましたが、過去最多を記録した令和6年に次いで、過去2番目に多い出動件数となりました。

今後も救急需要は高い水準で推移することが予想されることから、出動状況を精査し、必要となる出動体制の維持強化に取り組んでまいります。

次に、今年度整備を進めている高機能消防指令装置の更新整備工事の進捗状況について申し上げます。

昨年11月から各種装置の設置工事と機器の調整を行い、この3月上旬には仮運用を開始し、年度内の完成に向けて工事を進めております。

なお、新旧システムの切替えにあたりましては、119番通報の受領や指令業務に支障のないよう、細心の注意を払い、万全の態勢で臨んでまいります。

以上、広域連合の取組の一端について申し上げます。

今定例会に提案申し上げます議案は、人事案1件、条例案2件、予算案7件、事件決議案1件の計11件でございます。

はじめに、条例案につきましては、近年のサウナブームを背景に、屋外等に設置される簡易サウナについて、国では省令を改正し、その基準等を示したことから、上田地域広域連合火災予防条例の一部を改正する議案など、計2件を提案いたします。

次に、令和7年度2月補正予算案につきましては、一般会計、特別会計を合わせて2,255万円余の減額補正を行うものであり、補正後の歳入歳出予算の総額は61億1,838万円余となっております。事業費の確定及び執行見込みに伴う調整のほか、有利な起債の活用により、関係市町村負担金等が減少となっております。

次に、令和8年度当初予算案につきましては、一般会計、特別会計を合わせた歳入歳出予算総額が55億6,214万円と、前年度と比較して5億7,019万円余、約9パーセントの減額となっております。消防施設、装置の更新工事が今年度でおおむね終了することに伴い、減額となりましたが、人件費及び施設の維持管理経費が増額となっております。

関係市町村の財政状況が厳しい中ではございますが、当広域連合といたしましても、圏域住民の負託に応えるべく必要な予算を計上いたしました。

このほか事件決議案につきましては、上田創造館の指定管理期間の満了に伴い、指定管理者の指定について提案いたします。

以上、人事案、条例案、予算案、事件決議案の概要を申し上げます。それぞれ提案いたしました内容につきましては、担当者から説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 議案第1号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第5、議案第1号 上田地域広域連合副広域連合長の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 上田地域広域連合副広域連合長の選任について申し上げます。

上田地域広域連合副広域連合長として羽田健一郎氏を、上田地域広域連合規約第12条第3項の規定により議会の同意をお願いし、選任いたしたいというものでございます。御同意方よろしくお願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（池田総一郎君） お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（池田総一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（池田総一郎君） これより採決いたします。

本案を同意するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

* 議長（池田総一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

ここで暫時休憩といたします。

着席のままお待ち願います。

午前 9時59分 休 憩

午前10時04分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第2号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第6、議案第2号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

齋藤消防長。

[消防長 齋藤武昭君登壇]

* 消防長（齋藤武昭君） 議案第2号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案集の2ページをお願いいたします。あわせて、議会資料の1ページをお願いいたします。

議案第2号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について、はじめに改正の趣旨でございますが、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外のテントやバレルと呼ばれる木製のたる内にサウナストーブなどの放熱設備を設置する事例が増加しております。

現行の火災予防条例で定めるサウナ設備の基準は、建物内に設置するサウナ設備を想定したものであることから、屋外のテント等に設置する消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を新たに定める必要が生じてございました。このため、国において可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会の報告書を踏まえ、関連する省令の一部改正と併せまして、火災予防条例(例)の一部改正が行われました。

また、全国的に大きな地震が頻発する中、過去の大規模地震において停電復旧時に断線した電気コードから出火するなどの電気火災が多く発生したことを踏まえ、住宅における火災予防の推進施策として、地震時に通電を遮断する感震ブレーカーを条例に明示することとされましたので、併せて改正をお願いするものでございます。

続きまして、改正の内容について御説明を申し上げます。はじめに、第7条の2、サウナ設備に関する規定を一般サウナ設備に改め、第7条の3といたします。

次に、新たに第7条の2といたしまして、簡易サウナ整備に関する定義や位置、構造等の基準などを定めます。

次に、第29条の7、住宅における火災の予防の推進の条文に感震ブレーカーを加えます。

次に、第49条、火を使用する設備等の設置の届出を要するものに第6号の2といたしまして簡易サウナ設備を加え、基準に従った維持管理に努めるよう意識づけるとともに、第7号のサウナ設備を一般サウナ設備に改めます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行したいというものでございます。

以上、議案第2号 上田地域広域連合火災予防条例中一部改正について御説明申し上げます。

よろしくお願ひ申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第7 議案第3号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第7、議案第3号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

青木事務局長。

〔事務局長 青木卓郎君登壇〕

* 事務局長（青木卓郎君） 議案集の4ページをお願いします。あわせて、議会資料の4ページをお願いいたします。議案第3号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正について御説明申し上げます。

はじめに、改正の趣旨でございますが、大規模災害の発生により緊急消防援助隊として出動した消防職員に対して、本条例に基づき、消防出動手当として日額1,080円を支給しているところですが、全国の消防本部において支給状況が様々であることを踏まえ、国から緊急消防援助隊の活動の特殊性を評価し、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るなど適切に対応するよう通知されていることから、改正するものでございます。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。別表中、現行の消防出動手当における支給対象職員の範囲の4段目、大規模災害等により避難勧告区域及び警戒区域へ出動し、消防活動に従事した消防職員を削り、新たに管轄区域外に出動し、消防活動に従事した消防職員に対して日額840円、1,080円、2,160円の支給枠を加えるものでございます。

具体的には、管轄区域外であって、異常な自然現象もしくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所等へ出動した場合には840円の支給を、その災害が災害対策基本法に基づく災害対策本部等が設置された災害であった場合には1,080円の支給を、更に出動した区域が災害対策基本法に基づく立入禁止、退去命令、避難指示等の措置がされた区域であった場合には2,160円を支給できるとするものでございます。

なお、同一災害に対して消防出動手当の併給はせず、その災害の危険度に応じた額を支給するものでございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行したいというものでございます。

以上、議案第3号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第8 議案第4号～議案第6号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第8、議案第4号 令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第2号）から議案第6号 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第2号）まで3件を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 別冊の令和7年度上田地域広域連合一般会計・特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第4号 令和7年度上田地域広域連合一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,394万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億1,110万7,000円と定めたいというものでございます。

第2条の地方債の追加及び変更は、5ページの第2表、地方債補正のとおりとしたいというものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、20、21ページをお願いいたします。今回の補正は、事業費の確定及び確定見込みに伴う調整、人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整並びに連合債の活用に伴う調整が行うものでございます。額の大きなもの、特徴的なものを御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

20ページの上段、款2総務費の項1総務管理費、目1一般管理費と目4図書館情報ネットワーク費で403万2,000円の補正等は、右側説明欄、人件費の調整に伴うものでございます。

ページの最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1障害者介護給付費等審査会費で203万8,000円の補正増は、22、23ページにかけまして、人件費の調整に伴うものでございます。

22、23ページをお願いいたします。ページの中段、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で17万5,000円の補正減は、救急医療シンポジウム開催に係る報償費等の事業費の確定に伴うものでございます。

ページの最下段、款4衛生費、項3清掃費、目1清掃総務費で125万円の補正増は、24、25ページにかけまして、人件費の調整に伴うものでございます。

24、25ページをお願いいたします。ページの上段、款4衛生費、項3清掃費、目3資源循環型施設建設関連事業費で1,356万5,000円、目4清浄園解体事業費で2,328万円の補正減は、事業費の確定に伴うものでございます。

ページの中段、款4衛生費、項4清浄園費で307万4,000円の補正増は、人件費の調整のほか、上田市の収集運搬手数料改定に伴い、収集運搬補助金の廃止によるものでございます。

26、27ページをお願いいたします。款4衛生費、項5クリーンセンター費、目1上田クリーンセンター費で269万4,000円の補正増は、人件費の調整、事業費の確定見込み及び公共施設等適正管理推進事業債の活用に伴う財源内訳の組替えでございます。

歳出につきましては以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、12ページ、13ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1一般管理運営費負担金から次の14、15ページの目8クリーンセンター費負担金まで3億5,162万6,000円の補正減は、事業費の確定見込み及び繰越金の確定並びに公共施設等適正管理推進事業債の活用に伴い、関係市町村の負担金を減額するものでございます。詳細につきましては、35ページから39ページに補正後の負担金算定表を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

14ページ、15ページをお願いいたします。ページの下から2番目、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料で250万円の補正減は、創造館使用料について、利用見込みに伴うものでございます。

ページの最下段、款3国庫支出金、項1国庫補助金で10万円の補正減は、16、17ページにかけまして、資源循環型施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務委託の事業費の確定に伴い、循環型社会形成推進交付金を減額するものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。ページの上から2段目、款5繰入金、項1基金繰入金で64万1,000円の補正減は、11月に開催した救急医療シンポジウム等が救急車の適正利用を発信する事業といたしまして長野県地域医療介護総合確保事業に採択されたこと及び事業費の確定に伴い、まちづくり研究基金から繰入金を減額するものでございます。この長野県地域医療介護総合確保事業の補助金につきましては、18、19ページの款9県支出金、項1県補助金で46万1,000円の補正増としております。

次に、款6繰越金、項1繰越金で1億1,779万5,000円の補正増は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

次に、款7諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金について6万8,000円の補正増は、上田市から普通交付税配分金額の確定に伴うものでございます。

18、19ページをお願いします。目2雑入で94万9,000円の補正減は、預金利息の上昇に伴う一般管理費雑入の増額のほか、清浄園において収集運搬補助金を廃止したことに伴う減額でございます。

次に、項2受託事業収入、目1清浄園解体受託料で1,285万5,000円の補正減は、事業費の確定見込みに伴うものでございます。

次に、款8連合債、項1連合債、目1総務債で1,170万円の補正減は、清浄園解体事業費について、一般廃棄物処理事業債から公共施設等適正管理推進事業債に組み替えたことに伴うものでございます。

その下の目2衛生費で2億3,910万円の補正増は、公共施設等適正管理事業推進債として、節1清掃債で先ほどの清浄園解体事業費の確定及び振替分が590万円、節2クリーンセンター債で上田クリーンセンターにおける施設整備事業費が2億3,320万円でございます。

次に、連合債に係る追加、変更の詳細について御説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、まず1、追加といたしまして、先ほど申し上げました公共施設等適正管理推進事業債の起債額で、上田クリーンセンター施設整備事業費が2億3,320万円、し尿処理機能集約化に伴う清浄園除却事業費が590万円、合計2億3,910万円でございます。

次に、2、変更といたしまして、最下段の表で、1、追加に伴い、清浄園解体事業費の一般廃棄物処理事業債から公共施設等適正管理推進事業債へ組み替えたことから、起債額をゼロ円としたいものでございます。

中段の上田創造館に関する事業費につきましては、利率の上限を変更したものでございます。

議案第4号につきましては以上でございます。

続きまして、補正予算書の43ページをお願いいたします。議案第5号 令和7年度上田地域広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

45ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,605万円と定めたいというものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、54ページ、55ページをお願いします。款1総務費、項1総務管理費で132万4,000円の補正減は、事業費の確定見込み及び人件費の調整に伴うものでございます。

次に、款1総務費、項2介護認定審査会で144万6,000円の補正減は、事業費の確定見込みに伴うものでございます。

最下段、款1総務費、項3認定調査費で335万1,000円の補正増は、56ページ、57ページにかけまして、人件費の調整に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、52、53ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金で1,071万円の補正減は、事業費の確定見込み及び繰越金の確定により関係市町村の負担金を減額するものでございます。関係市町村負担金の詳細につきましては、61ページに補正後の負担金算定表を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

次に、2ページの中ほど、款2繰越金、項1繰越金で1,129万1,000円の補正増は、前年度繰越金の確定に行うものでございます。

以上、議案第4号及び議案第5号を一括で御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） 齋藤消防長。

[消防長 齋藤武昭君登壇]

* 消防長（齋藤武昭君） 議案第6号 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の補正予算書65ページをお願いいたします。議案第6号 令和7年度上田地域広域連合消防特別会計補正予算（第2号）について、次に67ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億8,628万2,000円とするものでございます。第2条の繰越明許費及び第3条の地方債の補正につきましては、後ほど御説明申し上げます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、80、81ページをお願いいたします。今回の補正は、事業費の確定及び執行見込みに伴う調整並びに人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整が主なものでございます。

額の大きいもの、特徴的なもののみ御説明いたしますので、よろしく御説明申し上げます。款1消防費、項1消防費、目1消防費で24万7,000円を増額し、補正後の予算額を30億5,266万3,000円としたいというものでございます。

81ページ、節1報酬の25万3,000円、節2給料の1,710万7,000円、節3職員手当等の970万9,000円及び節4共済費の1,427万8,000円の補正増は、消防職員及び会計年度任用職員の人件費の調整に伴うものでございます。

節10需用費の280万円の補正増は、燃料価格、光熱水費の価格の高騰により、燃料費及び光熱水費の不足見込みに伴う増額でございます。

節12委託料の170万円の補正減は、高機能消防指令装置実施設計業務委託等の契約に係る事業費の確定に伴うものでございます。

節14工事請負費の3,600万円の補正減は、高機能消防指令装置更新整備工事、上田東北消防署の非常用電源設備設置工事等に係る事業費の確定に伴うものでございます。

節17備品購入費の120万円の補正減は、消防車両等の備品購入に係る事業費の確定に伴うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の500万円の補正減は、長野県が実施いたしました長野県防災行政無線設備更新工事に係る負担金が減額になったものでございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目2利子で56万1,000円を増額し、補正後の予算額を1億3,041万9,000円としたいというものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げますので、76、77ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金では、事業費の確定見込み及び繰越金の確定により、関係市町村の負担金を2,664万8,000円増額するものでございます。詳細につきましては、88、89ページに補正後の負担金算定表を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。と存じます。

恐れ入りますが、76、77ページにお戻りください。次に、76ページ上から2段目、款2使用料及び手数料、項1手数料、目1消防手数料の20万円の補正減は、見込んでいた危険物規制事務等に係る手数料の収入額を見直したことによるものでございます。

下から2つ目の段、款4財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入の61万1,000円の補正減は、令和7年度に契約いたしました自動販売機の貸付料の減額に伴うものでございます。

一番下の段から、78、79ページにかかりますが、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の4,330万4,000円の補正増は、令和6年度決算額の確定によるものでございます。

次の段、款6諸収入、項1雑入、目1地方交付税配分金の211万2,000円の補正増は、過年度に整備した事業の交付税配分金の確定によるものでございます。

目2雑入の1,507万2,000円の補正減は、市町村事務人件費負担金の調整等でございます。

次の欄、款7連合債、項1連合債、目1消防債の5,540万円の補正減は、高機能消防指令装置更新整備工事、上田東北消防署庁舎改修工事並びに非常用電源設備設置工事、高規格救急自動車更新及び長野県防災行政無線更新整備負担金に係る事業費の確定見込みに伴うものでございます。

69ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費、款1消防費、項1消防費で、上田東北消防署非常用電源設備設置工事の1,870万円につきましては、物価上昇により入札が不調となり、再度入札を行うため、予定価格の見直し及び工期を延長して再発注することとしたため、令和8年度に繰り越すものでございます。

次に、70ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございますが、事業費の確定見込みに伴い、連合債の限度額を表のとおり減額したいというものでございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

* 議長（池田総一郎君） ここで、15分間休憩といたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時49分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第7号～議案第10号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第9、議案第7号 令和8年度上田地域広域連合一般会計

予算から議案第10号 令和8年度上田地域広域連合消防特別会計予算まで4件を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 別冊の令和8年度上田地域広域連合一般会計・特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第7号 令和8年度上田地域広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,183万9,000円と定めたいというものでございます。

第2条として、債務負担行為について、6ページの第2表のとおりとしたいというものでございます。

第3条としまして、地方債について、7ページの第3表のとおりとしたいというものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、24ページ、25ページをお願いいたします。歳出の内容につきましては、新規事業や主要な事業を中心に御説明を申し上げ、経常的または事務的なものにつきましては説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

まず、款1議会費、項1議会費の281万1,000円は、議員報酬及び議会関係経費でございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の1億9,924万9,000円は、28ページ、29ページにかけまして、特別職の報酬、職員人件費及び一般事務経費が主なものでございます。

28、29ページをお願いいたします。ページ中段、目2公平委員会費の7万円は、委員報酬が主なものでございます。

次に、目3企画費の1,356万2,000円は、30、31ページにかけまして、地域広域計画策定委員会の委員報酬や広域連合広報紙の印刷製本費などに要する経費ほか、広域的な観光振興事業を担う上田地域観光協議会負担金719万1,000円などでございます。

30、31ページをお願いいたします。ページ中段、目4図書館情報ネットワーク費の3,808万5,000円は、32、33ページにかけまして、地域内の公共図書館等をネットワークで結び、図書館の貸出しサービスを行うための運営経費で、ネットワークの維持管理や機器のリース料が主なものでございます。

32、33ページをお願いいたします。ページ中段、項2選挙費の6万1,000円及び次の段、項3監査委員費の29万8,000円は、34、35ページにかけまして、それぞれ委員報酬が主なものでございます。

34ページ、35ページをお願いいたします。ページ中段、款2総務費、項4創造館費の1億4,270万4,000円は、創造館の指定管理料のほか、文化ホールのLED照明及びプラネタリウムプロジェクターのリース料などでございます。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 障害者介護給付費等審査会費の2,020万2,000円は、36、37ページにかけまして、審査会委員報酬ほか職員人件費及び一般事務経費が主なものでございます。

36、37ページをお願いいたします。ページ下段、款4 衛生費、項1 保健衛生費の1億2,589万5,000円は、38、39ページにかけまして、救急医療体制の維持確保のために実施している救急医療啓発に係る事業のほか、病院群輪番制病院に係る運営事業、後方支援事業及び救急搬送収容事業に対する補助金が主なものでございます。

38、39ページをお願いいたします。ページ中段、款4 衛生費、項5 斎場費、目1 大星斎場費の9,200万4,000円、目2 依田窪斎場費の4,687万7,000円は、40、41ページにかけまして、両斎場の指定管理料のほか、安定した運転を維持するための定期的な火葬炉修繕が主なものでございます。

40、41ページをお願いいたします。ページ中段、款4 衛生費、項3 清掃費、目1 清掃総務費の6,000万6,000円は、42、43ページにかけまして、職員人件費のほか、一般事務経費が主なものでございます。

42、43ページをお願いいたします。ページの中段、目2 ごみ処理広域化推進費の209万7,000円は、資源循環型施設事業者選定委員会委員4人分の報酬のほか、一般事務経費が主なものでございます。

次に、目3 資源循環型施設建設関連事業費の2,250万円は、事業者選定支援業務委託料のほか、施設整備に係る委託料でございます。

次に、目4 清浄園解体事業費の490万円は、解体設計業務委託料でございます。

44、45ページをお願いいたします。項4 清浄園費、目1 清浄園費の2億5,206万6,000円は、46、47ページにかけまして、職員人件費のほか、燃料費や光熱水費、施設維持のための修繕料、保守点検業務委託料が主なものでございます。

46、47ページをお願いいたします。ページの中段から50、51ページにかけまして、項5 クリーンセンター費、目1 上田クリーンセンター費の8億8,567万2,000円、50、51ページの中段から52、53ページにかけまして、目2 丸子クリーンセンター費の4億6,133万4,000円、52、53ページの最下段から54、55ページにかけまして、目3 東部クリーンセンター費の2億2,063万6,000円は、それぞれ職員人件費のほか、運転管理業務委託、設備点検業務委託が主なものでございます。

このうち、安全な運転を確保するための修繕料につきましては、3つのクリーンセンター合計で5億4,493万3,000円でございます。また、焼却炉の運転管理業務等委託料は、3つのクリーンセンター合計で3億251万8,000円でございます。

54、55ページをお願いいたします。ページの下段、款5 公債費、項1 公債費、目1 元金の862万8,000円は、上田創造館の施設整備に係る連合債の元金償還金でございます。

なお、清浄園、上田クリーンセンターに係る連合債につきましては、元金の償還を1年据え置くことから、今年度は元金償還金を計上せず、次の利子償還金のみを計上しております。

56、57ページをお願いいたします。目2 利子の422万2,000円は、上田創造館の施設整備、清浄園の解体設計業務、上田クリーンセンターの修繕に係る連合債の利子償還金でございます。

次に、款6 予備費、項1 予備費の3,800万円は、事務事業ごとに計上している予備費の合計額でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、14ページ、15ページをお願いいたします。款1 担金及び負担金、項1 負担金は、目1 一般管理運営費負担金から16、17ページの目8 クリーンセンター費負担金にかけまして、広域連合規約の規定に基づいて算出した関係市町村からの負担金でございます。

16、17ページをお願いいたします。関係市町村の負担金の合計は19億670万8,000円で、前年度と比較いたしまして4,019万9,000円の減額となっております。

なお、関係市町村の負担金の詳細につきましては、66ページから70ページに負担金算定表を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

次に、16、17ページの最下段、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料の800万円、目2 衛生使用料の5,044万9,000円は、18、19ページにかけまして、各施設における使用料を見込んだものでございます。

18、19ページをお願いいたします。ページ中段、款2 使用料及び手数料、項2 手数料の2億6,247万5,000円は、各施設における処理手数料を見込んだものでございます。

次に、款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 衛生費補助金の550万円は、資源循環型施設の建設に係る事業者選定支援業務委託の経費に対する国の循環型社会形成推進交付金でございます。

次に、款4 県支出金、項1 県補助金、目1 衛生費補助金の75万円は、救急医療の啓発に係る事業に対する長野県地域医療介護総合確保事業補助金で、事業費の2分の1の交付を見込んだものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入の275万8,000円は、メディカルサポートプラザうえだ、旧上田市立産婦人科病院でございますが、土地貸付料や各施設の自動販売機設置料、目2 利子及び配当金の26万5,000円は、まちづくり研究基金の利子を見込んだものでございます。

次に、款6 繰入金、項1 基金繰入金の75万円は、地域医療の啓発に係る事業について、県からの補助金を差し引いた分をまちづくり研究基金から繰り入れるものでございます。

次に、項2 特別会計繰入金の2,833万9,000円は、病院群輪番制病院後方支援事業及び救急搬送収容事業について、ふるさと基金の原資を財源とする2,778万3,000円及び企画費の観光事業について、ふるさと基金運用益を財源とする55万6,000円をふるさと基金特別会計から繰り入れるものでございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金の8,066万7,000円は、収入が見込まれる範囲で計上したものでございます。

次に、款8諸収入、項1預金利子から22、23ページの項2雑入までは、預金利子及び地方交付税配分金等について収入を見込んだものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。ページの中段、款8諸収入の受託事業収入につきましては、清浄園の解体工事は令和9年度からの工事着手であり、今年度は計上しておりません。

次に、款9連合債、項1連合債、目1衛生費の2億7,440万円は、節1清掃債で清浄園解体設計業務委託440万円、節2クリーンセンター債で上田クリーンセンター修繕料2億7,000万円について、公共施設等適正管理推進事業債を活用するものでございます。

なお、次の総務債につきましては、前年度は上田創造館の施設整備における緊急防災・減災事業債及び清浄園の解体設計業務における一般廃棄物処理事業債がございましたが、今年度は皆減としております。

歳入につきましては以上でございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。まず、資源循環型施設整備運営事業といたしまして、期間を令和8年度から令和33年度まで、限度額を475億円として債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、創造館指定管理料として、期間を令和8年度から令和12年度まで、限度額を毎年の年度協定において定める額を総額として債務負担行為をお願いするものでございます。

議案第7号につきましては以上でございます。

続きまして、予算書の75ページをお願いいたします。議案第8号 令和8年度上田地域広域連合ふるさと基金特別会計予算について御説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億42万6,000円と定めたいというものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、86ページ、87ページをお願いいたします。款1市町村振興整備事業費、項1市町村振興整備事業費、右側説明欄、節12委託料の120万円は、春夏秋冬の季節ごとに4市町村の持ち回りで開催するスポーツ・レクリエーション祭事業の経費で、当該基金の運用益を財源として実施するものでございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金7,088万7,000円のうち7,082万7,000円は、地域医療体制の確立充実のため、令和6年度から3年間に期限に支援している地域医療対策事業としまして、看護師修学資金支援事業補助金、信州上田医療センター医療従事者確保事業補助金、病院間連携救急医療従事者派遣事業補助金及び病院間連携急性期病床対策事業補助金で、当該基金を原資として行う事業でございます。

次に、節27繰出金の2,833万9,000円のうち2,778万3,000円は、病院群輪番制病院等救急搬送収容

事業及び病院群輪番制病院後方支援事業に終了するため、一般会計の衛生費へ繰り出すもの、55万6,000円は、観光事業に充当するため、一般会計の企画費へ繰り出すものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、84ページ、85ページをお願いいたします。款1財産収入、項1財産運用収入の181万5,000円は、ふるさと基金の積立金利子でございます。

次に、款2繰入金、項1基金繰入金の8,361万9,000円は、当該基金の原資取崩しに伴う繰入金でございます。

次に、款3繰越金、項1繰越金の1,499万1,000円は、原資の繰越し等でございます。

なお、基金原資の取崩しにあたりましては、関係市町村議会におきまして、当該基金に係る権利を放棄する旨の議決をお願いすることになりますので、よろしくをお願いいたします。

議案第8号につきましては以上でございます。

続きまして、予算書の91ページをお願いいたします。議案第9号 令和8年度上田地域広域連合介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

93ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,287万5,000円と定めたいというものでございます。

歳出から御説明申し上げますので、102ページをお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費の1億396万7,000円は、104ページ、105ページにかけまして、右側説明欄、職員人件費、一般事務経費及び要介護認定支援システム保守管理等に関する事務経費が主なものでございます。

104ページ、105ページをお願いいたします。ページの下段、項2介護認定審査会費6,844万1,000円は、審査会委員報酬のほか、主治医意見書の作成手数料が主なものでございます。

106、107ページをお願いいたします。項3認定調査費の9,296万7,000円は、職員人件費及び訪問調査委託料が主なものでございます。

次に、款2予備費、項1予備費は50万円でございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、100ページ、101ページをお願いいたします。款1分担金及び負担金、項1負担金の2億6,137万4,000円は、広域連合規約の規定に基づいて算出した関係市町村からの負担金でございます。

なお、関係市町村の負担金の詳細につきましては、113ページに負担金算定表を記載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

次に、款2繰越金、項1繰越金の450万円は、収入が見込まれる範囲で計上したものでございます。

以上、議案第7号から議案第9号まで一括御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） 齋藤消防長。

[消防長 齋藤武昭君登壇]

* 消防長（齋藤武昭君） 別冊の令和8年度上田地域広域連合一般会計・特別会計予算書の117ページをお願いいたします。議案第10号 令和8年度上田地域広域連合消防特別会計予算について御説明申し上げます。

次の119ページをお願いいたします。条文でございますが、第1条として、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,400万円と定めたいというものでございます。

第2条、地方債につきましては、121ページの第2表、地方債のとおりとしたいというものでございます。

それでは、歳出から御説明申し上げますので、132、133ページをお願いいたします。歳出の内容につきましては、一般会計予算同様、主なもののみ御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

はじめに、款1消防費、項1消防費、目1消防費では、23億7,031万3,000円をお願いするものでございます。

133ページ、節1報酬から節4共済費までは、再任用職員を含む消防職員223人及び会計年度任用職員3人分の人件費でございます。

次の段、節7報償費の97万5,000円は、救急救命士の特定行為に対する医師による事後検証に係る謝金などでございます。

次の段、節8旅費の139万4,000円は、救急救命士養成所及び消防大学校への研修旅費などがございます。

次に、134、135ページをお願いいたします。上から3段目、節12委託料では、4,147万5,000円をお願いしてございます。主なものといたしまして、機器類保守管理等委託料といたしまして、高機能消防指令装置保守委託料や消防救急デジタル無線設備点検業務委託料など、また施設整備委託料といたしまして、川西消防署庁舎改修工事実施設計業務委託及びアスベスト含有調査業務委託などをお願いしてございます。

次の段、節13使用料及び賃借料で1,360万5,000円をお願いしております。主なものといたしまして、物品借上料として庁舎用LED照明借上料などがございます。

次の段、節14工事請負費で440万円をお願いしております。こちらは、丸子消防署庁舎前側溝改修工事、東御消防署男子トイレ改修工事などがございます。

下から2段目、節17備品購入費の7,568万4,000円は、主に丸子消防署の災害対応特殊消防ポンプ自動車の更新をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、緊急消防援助隊設備整備費補助金と地方債の活用を計画してございます。

一番下の段から136、137ページにかけまして、節18負担金、補助及び交付金の1,414万2,000円は、救急救命士の国家資格を取得するための研修所への負担金、また新規採用職員をはじめとする長野県消防学校への入校経費負担金などがございます。

次に、中段の款2 公債費、項1 公債費の1億8,068万7,000円は、過年度に行いました消防施設整備事業、消防車両整備事業等の元利償還金でございます。

次の款3 予備費、項1 予備費の300万円につきましては、前年度から20万円を減額し、計上させていただきます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、128、129ページにお戻りください。款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 負担金では、23億5,207万8,000円で、前年度と比較いたしまして4,615万1,000円の減額となっております。関係市町村の負担金の詳細につきましては、144、145ページに負担金算定表を掲載してございますので、後ほど御確認をいただきたく存じます。

128、129ページにお戻りください。次に、款2 使用料及び手数料、項1 手数料、目1 消防手数料の220万2,000円は、手数料条例に基づく危険物規制事務等に係る申請手数料などでございます。

次に、款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 消防費補助金の1,607万円は、丸子消防署の災害対応特殊消防ポンプ自動車更新に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

次の款4 県支出金、項1 委託金、目1 消防費委託金の15万6,000円から130、131ページにかけて、款5 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入の82万2,000円、款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金の1,000万円及び款7 諸収入、項1 雑入の1億2,677万2,000円につきましては、収入が見込まれる範囲、またはルールに基づき計上したものでございます。

次に、款8 連合債、項1 連合債、目1 消防債の4,590万円は、丸子消防署の災害対応特殊消防ポンプ自動車更新に係る消防車両整備事業費と災害対応ドローン、川西消防署庁舎改修実施設計業務に伴う施設整備事業費の計上でございます。

以上、議案第10号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第10 議案第11号

* 議長（池田総一郎君） 次に、日程第10、議案第11号 上田創造館の指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

青木事務局長。

〔事務局長 青木卓郎君登壇〕

* 事務局長（青木卓郎君） それでは、議案集の8ページをお願いいたします。議案第11号 上田創造館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

はじめに、提案の趣旨でございますが、上田創造館の管理運営につきましては、効率的な経営な

どによる経費の削減や接客サービスの向上を図るため、指定管理者制度により行っております。現指定管理者による指定期間が令和8年3月31日をもって終了するため、令和8年4月1日からの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、提案内容について御説明申し上げます。1といたしまして、施設の名称は上田創造館でございます。2といたしまして、指定管理者となる団体は上田市上丸子1612番地、一般財団法人上田市域振興事業団理事長、小相澤隆幸氏でございます。3といたしまして、指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としたいというものでございます。

指定管理者の指定に際しましては、東御市副市長、長和町及び坂城町副町長等で構成する指定管理者候補者選考委員会において指定管理者の候補者の審査選考を行い、その選考結果を踏まえ、正副広域連合長で構成される指定管理者候補者選定審査会において最終的な審査確認を行い、候補者として選定したものでございます。

以上、議案第11号 上田創造館の指定管理者の指定について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

* 議長（池田総一郎君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時25分 休 憩

午後 1時00分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 一般質問

* 議長（池田総一郎君） 日程第11、一般質問を行います。

まず、質問第1号、広域連合行政について、滝澤議員の質問を許します。

滝澤議員。

〔5番 滝澤栄一君登壇〕

* 5番（滝澤栄一君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。今回は、上田広域連合行政において、過去の一般質問で取り上げる機会が少なかった図書館情報ネットワークの整備及び運営について質問してまいります。

まず、全国の自治体において図書館の運営を行っていますが、それぞれの都道府県や自治体にお

いて、図書館の維持管理、そして運営には様々な課題があるようです。全国の公立図書館が新たに購入する図書の数は、この20年で3割減少しているとの情報もありまして、その背景としては、材料費の高騰等により、図書館の本にかかる予算の削減があるようです。

さて、皆さん御存じのとおり、上田広域連合行政において企画課の所管する事業の一つに図書館情報ネットワークがあります。先ほどの連合長の挨拶にもあったとおり、上田広域連合の情報ネットワークが平成7年の発足から30年を迎えたとの説明でした。

さて、子供の視点で考えたときに、子供の数が減っているこの現状において、知識の習得の場としての図書館の果たすべき役割は非常に大きいのではないかと考えられます。また、子供の数が減っている今だからこそ、一人一人の学びの質を向上させていくことが求められているのではないかと感じています。

そこで、1項目めの質問として、各自治体が運営する図書館をネットワークでつなぎ合わせ、運営されているこの図書館情報ネットワークは、どのような経緯で設立され、その事業の概要はどのようなものかを伺います。

また、2項目めの質問として、この図書館情報ネットワークを利用するにあたり、まず利用者カードを作成いたしますが、このエコールという仕組みはどのようなものかについて伺います。

続いて、少子化が急速に進む現状において、図書館利用者の多くは子供たちが多くを占めていると考えられます。幼少期からの学びの場としての図書館の利用を定着させることは、学力向上に向けて非常に重要な要素であるとともに、学習意欲の高い学生に向けて、学力向上に向けた環境整備として図書館の活用は有効な方法であると考えられます。

そこで、3項目めの質問として、学習意欲のある児童生徒に対して、この図書館情報ネットワークは学習にどのような効果が期待できるかについて伺います。

以上3項目を最初の質問とさせていただきます。それぞれに答弁いただきますようお願い申し上げます。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） まず、設立の経緯と事業の概要でございますが、平成7年に発足した上田地域図書館情報ネットワーク、愛称エコールは、関係市町村の全ての公共図書館、長野大学附属図書館、上田市塩田公民館、そして一部を除く47小中学校の図書館をネットワークで結び、図書サービスの提供を行っております。エコールは、市町村の枠を超え、住民の様々な生活スタイルに合わせ、図書の予約や貸出し、返却などのサービスをいずれの公共図書館などからでも行えるシステムで、エコールの活用により、図書館利用は促進されているものと考えております。

管内の公共図書館におけるネットワーク全体の蔵書数は約106万冊を誇り、いつでもどこでも誰にでも使える便利な地域一体型の図書館システムでございます。令和6年度の貸出利用実績は約

90万冊で、前年度比約1万冊の減少となり、年々減少傾向にあります。その要因としては、スマートフォンやインターネットの普及、電子書籍の台頭など、デジタル化の促進が反映されているものと考えております。一方、令和6年度の市町村間における相互貸借数、本を貸し借りした冊数でございますが、約4万8,000冊で、年々増加傾向となっており、市町村の枠を超えて図書の貸し借りができるこのエコールの取組が住民に周知され、利用促進につながっているものと捉えております。

次に、エコールの仕組みでございますが、当広域連合管内にお住まいの方、通勤通学されている方であれば、エコール内の図書館で利用者カードを作成することができ、どこの図書館でも貸出し、返却、予約ができます。例えば上田市に勤務する東御市にお住まいの方が休日に長和町の図書館で本を借り、仕事の帰りに上田市の図書館へ返却することができるといった仕組みとなっております。最寄りの図書館などで所蔵していない本を他の図書館から回送して貸出しを行う予約サービスは、予約を受け付けてから貸出しをするまで2日間程度と、迅速にサービスを提供しており、図書館の利便性を高めております。また、インターネットを利用して、蔵書の検索や本の予約、予約本の順位を確認することができ、更に用意できた本の連絡をEメールで受け取ることができます。

次に、エコールにおける子供たちへの効果についてでございますが、図書館では、幼少期から読書習慣を身につけ、本に興味を持ってもらうため、絵本の読み聞かせや図書館まつりなど、イベントを開催して利用促進を図っております。一方、エコールは、市町村間のネットワークという特徴を生かし、例えば小中学校の総合学習や調べ学習に必要な本や資料を管内の複数の図書館から集め、より多角的な観点から学ぶ力、考える力を養うために効果的に活用されております。また、小中学校の先生が図書館へ行き、学習に必要な文献を司書や職員に相談しながら管内の図書館から取り寄せて、一括で借りることができるなど、エコールが果たす役割は大きいと考えております。

このような小中学校と公共図書館との連携により、様々な学習に必要な本を効率的に集めることができ、子供たちにとっても、情報活用能力を高め、主体的に学ぶ力を育てているものと考えております。一方で、エコールの中に長野大学附属図書館が加わっております。公共図書館と連携している取組は、当地域の特徴の一つであり、大学で専門分野を学ぶ上で、図書館内の専用端末機やインターネットによって蔵書を検索し、エコール内の図書館から取り寄せることができ、学生の学習意欲の向上にも効果的に活用されているものと捉えております。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 滝澤議員。

[5番 滝澤栄一君登壇]

* 5番（滝澤栄一君） それぞれ答弁をいただきました。

御説明いただいたとおり、図書館ネットワーク内の多くの図書館が貸出口になっており、また多くの図書館が返却口になっているということを考えますと、利用者にとって非常に利便性の高いシ

システムが運用されているのだなと思います。

今日、自宅の子供からちょっと借りてきまして、図書館で使うこのエコールのカードを借りてきました。このような形になっているのですけれども、このカードは、エコは片仮名のエコで、LをアルファベットのL、それをもってエコールという形になっているそうです。私もこのカードを作ったときには、子供が小さい頃なので、大分前なののですけれども、以前も上田地域図書館情報ネットワークと聞かされていたので、その意味が今になってよく分かりました。移動図書館も含めて、子供たちが保育園の帰り、園の駐車場に移動図書館がいるとき、このカードを持って移動図書館と一緒に入って行って、非常に楽しそうにしている姿は、僕も子育てをしながら、やっぱりそういうところは非常にいいシステムなのだろうなというふうに実感をしております。

さて、冒頭でも触れましたが、こうした新規の図書や新聞、雑誌などの購入にかかる予算は全国的に減少傾向にあるようです。日本図書館協会が全国3,000余りの公立図書館を対象に昨年4月に行った調査によりますと、図書や資料の購入にかかる資料費予算の合計は286億円余りですが、この20年余りで、図書館の数は2割ほど増えたものの、資料費予算の合計は2割近く少なくなっているそうです。購入や寄附などで受け入れた図書の数を見ると、平成15年度のおよそ2,000万冊をピークに減少傾向にあり、令和5年度は1,300万冊となっています。この予算が減少している背景には、厳しい財政事情の中で図書館の重要性が理解されにくいことがあると考えられます。

ここで、私の地元である東御市の東御市立図書館の話になりますが、こちらは合併から20年を迎える図書館になります。この図書館の特徴としては、児童書の充実を積極的に進めており、現在の蔵書数は7万冊で、当館所蔵の40パーセントほどを占めているとの説明をいただきました。更に、絵本に関する専門家として、絵本専門士の公認資格を持つ図書館司書が在籍をし、幼少期から児童書に親しむ環境を整えているほか、世代を超えて誰もが参加しやすい特色あるイベントの開催などをやっています。

このように、幼少期から図書館に親しむ機会を増やしていき、学力向上につなげるという、この環境整備が非常に重要ではないと思います。また、この図書館情報ネットワークにつながるそれぞれの図書館が独自の特色を持ち合わせて運営することで、ネットワーク内の書籍の種類を多彩なものにしていくのではないのでしょうか。

若干話が変わりますけれども、先日県立高等学校の後期選抜志願者状況が発表され、それぞれの高校の定員数に併せて志願割合が掲載されていました。現在は、通学区制ではなくなり、他地域からの転入転出が可能になっておりますので、上田地域を含むしなの鉄道沿線に位置する高等学校がアクセスのよさを含めて比較的高い志願倍率になっているようです。

上田地域に目を向けますと、この上田地域の図書館情報ネットワークの利用を促進することが、この地域で生まれ育った児童生徒にとって、幼少期から確かな学力を身につけ、行きたい学校へ行く、その環境整備につながるのではないかと思います。また、少子化が進行する現在において、図

書館情報ネットワークの役割は、本を借りる場所という従来の枠を超えて、より多機能で能動的なコミュニティの拠点へと進化しているのではないかと思います。子供の数が減っているからこそ、一人一人の学びの質を高め、家庭環境や経済状況にかかわらず、全ての子供にひとしく質の高い情報や知識へのアクセスを保障する役割を担っているとも考えます。

長くなりましたが、次の質問に入ってまいります。インターネットを活用した情報伝達のスピードが一層進んだ現状において、図書館における新たな情報取得に向けた取組は、情報の正確性を担保しつつ、これまで以上に利便性の向上や図書館運営に対してスピード感が求められるのではないかと考えます。そこで、4項目めの質問として、本図書館情報ネットワークにおいて、利便性向上に向けた新たな取組や計画はどうかについて伺います。

関連してもう一点質問してまいります。ここ数年でAIが急速に普及したため、パソコンやスマートフォンなどデジタル端末を持っていれば、誰でも瞬時に多くの情報を入手できるようになりました。単純に情報の検索だけにとどまらず、日本語を含めた多言語によって取り扱う内容についても、的確にその要旨を捉え、分析して、回答を導き出す能力をAIは獲得しています。しかしながら、提供された情報には誤った情報が含まれている可能性があり、その情報の真偽を見極めるためにはファクトチェックの必要が生じています。大人がAIを活用する際には、その情報が正しいかどうか判断が難しく、著作権等も含めて十分注意が必要ですが、積み重ねた情報量が少ない児童生徒がこのAIを活用する場合は更に注意が必要になります。そこで、5項目めの質問として、AIの急速な発達と利活用が進む中、図書館ネットワークの果たす役割はどうあるべきかについて伺います。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） まず、利便性向上への新たな取組についてでございますが、本年1月に図書館システムを更新し、利用者サービスの向上の一環としまして、スマホでバーコードとMy本棚が新たに追加されました。

まず、スマホでバーコードについては、利用者カードを携行しなくても、スマートフォンやタブレットでバーコードを表示することで本の貸し借りができるようになりました。また、My本棚については、読書手帳に貸出履歴を記録していたものをスマートフォンやパソコンに履歴を自動的に保存できる機能で、読書記録をデータとして残すことができます。また、お気に入りの本などを自由に本棚を作成して整理することができ、一覧にして印刷することも可能となりました。

図書館の蔵書の管理につきましては、バーコードに代わってICタグ化が推進されております。これは、本にICチップを埋め込み、情報を直接読み取る技術で、上田市立丸子図書館、真田図書館、東御市立図書館では既に整備されております。これにより、自動貸出機で貸出しができ、サービスの向上や盗難防止などが図られ、効率的な管理システムであるため、他の図書館へ計画的に導

入していくことが求められております。今後も利便性向上に向けた取組といたしまして、インターネットによるサービスの拡大など、図書館システムの更新と併せ、機能の向上を図り、運営経費の縮減などに努め、関係市町村や各図書館とも連携し、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、AIの発達においてエコールの果たす役割についてでございますが、図書館は幼少期の絵本から始まり、大人へと成長する過程で様々な本と出会い、本から知識を得て価値観に触れることで文献や資料を確認できる場所であると考えております。一方で、生成AIの普及により、情報は瞬時に手に入るようになりましたが、情報の正確性、根拠を確認することの重要性がこれまで以上に高まっております。

生成AI等の活用に関しては、情報化、国際化が急速に進展する中で、議員御指摘のとおり、例えば著作権等を取り巻く環境は大きく変化しており、図書館においても、複写サービス、コピーサービス、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスなどは著作権の確認が必要となるため、図書館職員に確認しながら行っております。こうした中、AI時代の進展に対して、図書館が持つ魅力は、支所や職員から正確な情報を得て、更にその情報を見極め、主体的に学ぶ力を育む場所としての重要な役割を担っております。

公共図書館のエコール全体で保有する約106万冊の蔵書は最大の魅力であり、市町村の枠を超えて貸し借り、返却できる仕組みは、一つの大きな図書館として捉え、先ほども申し上げましたが、スマホでバーコードやMy本棚など新たな取組を行いながら、エコールのコンセプトである「いつでも・どこでも・誰にでも」のために、更に多くの住民の皆さんに御利用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 滝澤議員の質問が終了しました。

次に、質問第2号、広域連合行政について、半田議員の質問を許します。

半田議員。

[12番 半田大介君登壇]

* 12番（半田大介君） はじめに、地域循環型施設建設の事業者選定について質問してまいります。

昨年、長年の提案事項であり、広域連合の最重要課題である資源循環型施設の建設地が決定いたしました。まずは、関係自治体、団体及び広域連合関係者など多くの皆様の御尽力に敬意を表します。そして、次は建設に向けた具体的な事業を進める段階になりました。

資源循環型施設建設の事業者選定については、令和7年2月議会で一般質問をいたしました。設計から建設、修繕、維持管理、そして運営まで一括して同じ事業者が行うDBO方式として事業者提案を募集、選定することでした。この地域最大級の長期にわたる大型プロジェクトであるた

め、この事業について臆測や不確かな情報が飛び交うことが懸念されています。

そこで伺います。第1点、事業者選考は2年かかるとのことですが、昨年11月から始まった資源循環型施設事業者選定委員会による選定までのスケジュールとその内容は何か、またいつ報告するのか。

第2点、要求水準書の作成や各社からの見積り設計書の徴収の状況はどうか。本議会で平成8年度から33年度まで475億円の債務負担行為の提案がありましたが、見積りからは、令和4年の施設基本計画時の設計建設費229億円、運営事業費、年間7億7,800万円は大幅に上回るのか、その場合の財源見通しはどうか、4年から4年半の工期設定に変更はないのか。

第3点、公平公正を期すために、公表できる情報は各団体で開示すべきと考えますが、見解はどうか。

次に、選定要件における地域貢献について伺います。今後選定委員会による選定基準が定められると思いますが、地域貢献について、地域産業への経済波及及び効果につながることは重要であり、関係法令を遵守した適切な条件の下、地元企業の参加について検討すると昨年答弁がありました。

そこで、第1点、関係法令を遵守した適切な条件の下、地元企業の参加について検討するとはどのような条件なのか。

第2点、新潟県五泉地域の中間処理施設の建設プロポーザルの審査の検証結果が公表されておりますが、地域貢献の審査項目には、地元事業者の活用を物品やサービス提供まで調査していることに加え、参加事業者がどの分野にどれだけの事業費を地元事業者に使うかを評価しております。参加事業者に対する地域貢献、地元事業者の活用の考え方はどうか。

第3点、参加事業者の提案書には、多大な地域貢献や地元事業者の活用を提案し、いざ選定された際に様々な理由をつけ、広域連合構成市町村以外の業者を活用することや、当初の計画や適正な価格での取引をしない場合はどうするのか伺います。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） まず、選定委員会のスケジュール、内容、報告についてでございますが、資源循環型施設事業者選定委員会は、施設の整備及び運営をDBO方式で行うにあたり、事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的に設置され、昨年の11月に第1回目を開催し、これまで3回開催されております。選定委員会では、事業者を選定するために必要な全ての事項について確認協議を行います。

1つ目は、実施方針や要求水準書などの公募に必要な書類の確認、2つ目は、落札者決定基準の仕組み、評価報告、評価基準の検討、そして3つ目は、提案書類の審査、応募者のヒアリング、落札者の選定などを行ってまいります。

選定までのスケジュールにつきましては、この5月に発注公告を予定しておりますが、詳細につ

いては、本定例会終了後の3月中に当広域連合ホームページ上で事業の目的や内容、募集スケジュールなどを実施方針として示してまいります。

次に、事業費及び工期についてでございますが、本定例会において、建設費及び運営事業費について、期間を令和8年度から令和33年度とした債務負担行為を上限額475億円として上程させていただいております。上限額については、仕様を示した要求水準書案を提示し、類似施設の実績を複数有するメーカーからの見積り徴取により選定いたしました。令和4年に策定した施設基本計画では、建設費及び運営事業費の合計額を385億円と想定しておりましたが、今回見積りを徴取した結果、その1.2倍以上となっております。

財源につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用するとともに、充当率及び交付税措置率がより有利な公共施設等適正管理推進事業債を活用することとしております。事業者選定においても、施設規模の見直しや延べ床面積の上限値を設定するなど事業費の抑制を図り、財政負担の軽減に努めてまいります。

また、工期設定につきましては、当初の予定に変更はございませんが、技術者不足、サプライチェーンの脆弱性、更には清浄園解体工事との調整など、様々な課題が想定されますので、適宜対応しながら、一日でも早い竣工に向け、取り組んでまいります。

次に、情報の公表についてでございますが、事業者選定におきまして公平公正を期するため、選定委員会で選定業務を行うこととしており、情報につきましては当広域連合のホームページにおいて適時適正に公表してまいります。一方、選定委員会の協議内容につきましては、応募事業者の技術、ノウハウの保護、各委員への不適切な圧力及び公募事業者から不当な働きかけの防止、特定事業者への利益、不利益の回避などの観点から、非公開としております。なお、選定委員会の議事録及び審査講評につきましては、事業者が選定された後、ホームページにて公表する予定です。

次に、選定要件における地域貢献についての御質問でございます。事業者選定は、一般の公共調達における入札行為であることから、地方自治法において、またDBO方式での事業実施となることから、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法に準じて、公平公正で適切な競争を促進するため、幅広い事業者が参加可能となる条件の下、実施してまいります。当事業は、上田圏域でも過去最大規模の事業となります。地域産業の幅広い分野で大きな経済効果をもたらされるよう、またより多くの地元企業が本事業に携われるような枠組みづくりを検討してまいります。

次に、参加事業者の地域貢献、地元事業者の活用の考え方についての御質問でございます。地元雇用及び地元企業の参画につきましては、重要事項であると認識しており、実施方針や要求水準書において、地元雇用に配慮すること、地方企業を積極的に活用することを明記する予定でございます。また、地域貢献に関する提案内容につきましては、事業者を選定する過程において特に重要と考えており、選定委員会では、地元雇用及び地元企業の活用について、審査内容や評価基準、評価

方法などをどう設定していくのか、検討を行っております。いずれにいたしましても、地域経済への大きな波及効果につながるよう、地元企業を積極的に活用する仕組みづくりを整えてまいります。

次に、参加事業者が当初の契約や適正な価格での取引をしない場合はどうするのかとの質問でございます。広域連合では、地方道企業の活用も含め、要求水準書や提案書で示された性能や機能に基づき、適正な整備運営が行われているか、その履行状況について監視、評価を実施してまいります。特に地元企業の活用につきましては、参加事業者から提案書で示された内容について、その実効性を確保する方法などを選定委員会で検討しているところでございます。当事業が地域経済を循環させ、幅広い分野にプラスの効果がもたらされるよう、雇用の促進、更に多くの地元企業の参画が可能となる枠組みを構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 半田議員。

[12番 半田大介君登壇]

* 12番（半田大介君） 次の質問に移ります。

地域医療対策事業費について質問いたします。昨年10月の保健福祉委員会において、令和8年度のふるさと基金を原資とする地域医療対策事業費について、約4,000万円の資金不足が生じるとの報告がありました。今までふるさと基金は、医師、看護師確保、病院群輪番制などの予算を担ってきました。令和7年度末の基金残高は約3億2,400万円、令和8年度の地域医療対策事業費に係る予算約1億3,700万円のうち、定期預金約8,300万円を取り崩すが、残りの基金は令和14年から15年満期の地方債であり、途中解約をすると元本割れするので、解約をしない方針との説明を受けました。

そこで、第1点、令和8年度約4,000万円の財源不足について、関係市町村が負担するとのことですが、財源を充当できるに至ったのか、その負担割合はどうか。

第2点、令和9年度から地方債が満期になる令和15年度までのふるさと基金財源の検討課題とスケジュールはどうか、地域医療対策事業の必要性の在り方と今後の財源について、構成市町村の正副連合長はどのように考えているか伺います。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） ふるさと基金は、債権を定期預金で管理しておりますが、債権については、令和5年にそれまで保管していた3つの債権が満期を迎え、その時点で最も有利な10年地方債を新たに保管した経過がございます。債権は、途中解約すると元本割れとなってしまうため、満期の令和14年から15年まで途中解約はせず、保管をしております。そのため、令和8年度の地域医療対策事業に活用できる財源は定期預金分のみとなり、計画の事業費に対し4,000万円の不足が生じております。当初は、事業内容の縮小等を検討しましたが、これまで上田スタイルをはじめ二次救急医療体制の維持に取り組み、成果を上げてきたよい流れを続けるためにも、市町村の皆さん

との協議を経て、計画期間である令和8年度までは事業に取り組むこととし、人口割100パーセントの病院群輪番制に関する補助事業へ充当することといたします。

私からは以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 地域医療対策事業は、平成21年度に旧国立長野病院の機能回復と強化、医師確保、周産期医療体制の充実を目指し、県と上小地域が一体となった取組がなされました。平成26年度からは、ふるさと基金を財源に、広域連合が県から事業を受け継ぎ、信州上田医療センターの医療従事者支援、上田看護専門学校の修学支援、輪番制維持のための支援を行ってまいりました。しかし、慢性的な医療従事者不足、医師の高齢化、働き方改革などの影響によりまして、令和5年度には輪番欠院日が生じるなど、二次救急医療体制が危機的な状況に陥っております。そのため、令和5年度に広域連合に地域医療対策課を新設しまして、輪番病院及び医療センターへの訪問によって様々な課題を洗い出し、それらの課題を協議する場として、関係団体で構成する救急医療体制検討会を立ち上げました。関係団体や市町村の皆様の御協力によりまして、病院間連携を中心とした上田スタイルを構築するなど、これまでの取組が実を結びつつあると考えております。

また、医療センターにおいても、二次救急体制の更なる強化を図るため、より高度な救急患者を受け入れる救急機能の整備強化を目指しているなど、地域全体で二次救急医療の圏域内完結に向けて前進しようとする機運の高まりを実感しております。令和8年度においても、地域医療対策事業に着実に取り組み、長野県や国への支援要望を強化し、上田スタイルの実現に向けまして、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

令和9年度以降の地域医療対策事業の在り方については、これまでどおり広域連合が主体的に行うのか、あるいは定住自立圏など別の枠組みで取り組むのかなど、関係市町村によってそれぞれ思いや考えがございます。しかし、昨年10月の定例会において広域連合議会の皆様から財源確保を含めた地域医療対策事業の継続について附帯意見が出されております。住民の安全安心な暮らしを守るため、令和8年度の早い段階で各市町村の考えを一つにまとめ、在り方や財源について方向性を出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 花岡副広域連合長。

[副広域連合長 花岡利夫君登壇]

* 副広域連合長（花岡利夫君） 地域医療対策事業は、ふるさと基金を活用し、平成26年度から令和8年度までの計画として実施してまいりました。しかしながら、当該基金が枯渇することから、令和9年度からのふるさと基金を活用した地域医療対策事業は行わないことと正副広域連合長会議で確認しております。

上田地域広域連合の医療に関する役割としては、病院群輪番制病院、救急当番医に係る調整や補助などの救急医療体制の維持確保であると認識しております。本来医師確保や医療計画の策定など地域医療提供体制の確保に関する責任は長野県にあると考えております。今後の人口減少と高齢化の進展を見据えて、限られた医療資源の中で医療需要に対応するため、医療機関の役割分担の明確化が必要であると考えております。

上小地域は、地域のかかりつけ医により一次医療体制は確保できており、二次救急医療体制は上田地域広域連合として支援を行ってきた成果もあり、輪番制により維持されているため、身近な医療は上小で守られていると認識しています。今後は、人口減少に合わせた形に変えながら持続可能な医療体制を確保するため、優先順位をつけていくことが重要と捉えています。

先日、信州上田医療センター院長の横山先生が、二次救急から更に一步踏み出し、三次救命を担う救命救急センターの創設を発表されました。地域の患者を極力地域で診るという地域医療の完結を目指して取り組まれております。なお、財源につきましては、国、県、医療機関、それぞれの市町村で考えるべきことと思っております。

* 議長（池田総一郎君） 北村副広域連合長。

[副広域連合長 北村政夫君登壇]

* 副広域連合長（北村政夫君） 地域医療対策事業についてでございますが、上田圏域内の地域医療対策事業は、中核病院の支援といたしまして、信州上田医療センターの医師、看護師等の医療従事者の確保、更には上田市医師会看護師養成所に対する修学資金支援事業によりまして、圏域内の医療機関の看護師等の確保と上小圏域の二次救急医療の維持に大きな役割を果たしてきたと考えております。今後も輪番制病院の支援、上田スタイルとして実施しております医療従事者の派遣事業等は、二次救急医療の維持のため引き続き実施していく必要があると考えておりますが、事業全体の内容につきましては、広域連合構成市町村でも考えがあると思いますので、今後検討していく必要があると思います。現計画の計画期間が令和8年度までであることから、令和9年度以降の事業につきましては来年度中に広域連合構成市町村内で検討してまいります。

* 議長（池田総一郎君） 羽田副広域連合長。

[副広域連合長 羽田健一郎君登壇]

* 副広域連合長（羽田健一郎君） 上小医療圏は、県内10医療圏中、最も医師が不足をしております。言わば医療体制が脆弱な地域であり、救急車を受け入れる輪番病院体制に欠院日が生じるなど、救急医療体制の維持も大変厳しい状況となっております。

地域住民の一番の安心となる地域医療、救急医療体制を構築するため、上小地域の医療構想でも検討しておりますが、脳卒中やがん治療など、いわゆる高度で専門的な医療を行い、当地域の医療の要となる上田医療センターをどう支え、連携していくかということが非常に重要となっております。上小地域の医療を守り、維持していくためにも、医療人材の確保育成支援などの地域医療対策

は必要であるというふうに考えているところであります。

* 議長（池田総一郎君） 山村副広域連合長。

[副広域連合長 山村 弘君登壇]

* 副広域連合長（山村 弘君） 坂城町の山村でございます。半田議員さんの御質問に答弁したいと思います。

坂城町では、二次医療圏は長野医療圏、三次医療圏は北信医療圏に属していることから、上小医療圏で取り組む地域医療対策事業につきましては、今は部分的な参画として、信州上田医療センターの医療従事者確保事業に対し、市町村間による負担割合に応じた支援を行い、医療センターの機能充実につながってきたものと考えております。また、この財源とされるふるさと基金には坂城町は関わっていないことから、坂城町におきましては一般財源で対応させていただいております。令和9年度以降の地域医療対策事業につきましても、構成市町村とも連携を図り、引き続き地域医療体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

* 議長（池田総一郎君） 半田議員。

[12番 半田大介君登壇]

* 12番（半田大介君） ただいまそれぞれの構成市町村の正副連合長から答弁をいただきました。9年度のことに関わりまして、それぞれの構成市町村の正副連合長のお考えがかなり違うのではないかと今の答弁を聞いていまして思いました。再質問をするに際して、全正副連合長に聞くわけにいかないものですから、全体を通してお伺いしたいのですけれども、9年度については、令和8年度、この地域医療対策事業の在り方について、この構成市町村の正副連合長の中でしっかりと議論をされて結論を出していくのかどうか伺います。

* 議長（池田総一郎君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 先ほどの答弁でも触れましたけれども、令和9年度に向けて、令和8年度には先ほどの方向性を決めていくというふうにお答えさせていただきました。基本的には、地域医療をしっかり守っていくのだということを当然基本としています。ですから、それに向けての思い、今若干違うように捉えられておりますけれども、基本的には守っていかなくてはいけない、これは当然であります。それに向けて、8年度の早い時期にこの方向性を決めていくということになりますので、よろしく願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） 半田議員の質問が終了しました。

ここで、10分間の休憩といたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 2時00分 再 開

* 議長（池田総一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、質問第3号、広域連合行政について、飯島議員の質問を許します。

飯島議員。

[18番 飯島伴典君登壇]

* 18番（飯島伴典君） 通告に従い、質問してまいります。

私は、初当選から8年間、医療課題と向き合ってくる中で、第6次上田地域広域計画から医療関係の事務が導入されたところ、本当に様々な関係者の皆さんの御理解と地域住民の思いのたまものであると感謝申し上げますとともに期待しております。また、この2年ほどの実績は高く評価できるものであると思っております。

かねてからこの上小地域における大きな課題は地域医療体制の整備でした。医師数、看護師数は県下でも少ないほうであること、更には病院群による二次救急体制と後方支援病院である信州上田医療センターがありますが、他の県内医療圏と比較すると、中核的な高度救命を担う施設が少ない現状があり、そんな中で人口約19万人の救命救急体制を維持していただいている医療職種の全ての皆様に感謝申し上げます。

人口動態の将来予測における大きく重要な課題に地域が一体となって向き合い、取り組むべき令和5年度から5カ年計画である上田地域広域連合後期計画において、事務事業の中に地域医療対策事業に関することが明記され、地域医療対策課が設置されました。このことにより、当地域の医療提供体制の整備に対し、特に地域独自の病院群輪番制の維持向上を期待するとともに、後方支援病院である独立行政法人病院機構信州上田医療センターへの支援により、地域内の二次救急の体制が安定感を増すことができると考えています。

一方で、財源はふるさと基金に依存する形であります。この基金は、医療と介護が用途である基金であることから、このままでいいのかということと、財源の枯渇が大きな課題となっております。私は、何より様々な課題に立ち向かう政治的な判断は、何といたっても主語は地域住民であり、衣食住の安定と、災害を含む有事への備えが最も重要であると考えています。そのことから、医療提供体制の整備は他地域に依存せず、この地域内で完結を目指すべきであると強く思っております。このことは皆さん共通認識であっていただきたいと思っております。

さて、そこで伺ってまいります。全国では、令和5年4月現在の情報において、二次医療圏は335医療圏あるそうです。長野県においては10医療圏であります。現在、第8次医療計画において、第7次同計画と同様に定められたこの医療圏の設定方法に基づき、今後の第9次医療計画に向け検証がなされる中で、まず伺いたいのは、この上小医療圏の今後の展開はどうなっていくのか伺います。つまり患者の流出入や病院までの地域内アクセス限界など条件がありますが、今後近隣医療圏との

統合を回避し、上田スタイルを実装していくことで、この地域の医療経済の安定性と持続性が再構築できるのではないかと期待する中で、課題と今後の考えをお示しいただきたい。

続いて、上田スタイルの評価と、今後の人口動態や移動手段の変化により、できるだけ地域内でコンパクトかつIoT等の活用により効率化を図るべきと考えます。いきなり一足飛びでは要求いたしません、今後の計画など検討状況や課題を伺います。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） 医療圏区分は、第8次長野県保健医療計画において、提供する医療の専門性や緊急度に応じて3段階で構成されております。一次医療圏は、市町村単位で設定され、住民にとって最も身近な日常的な保健医療サービスを提供し、クリニックや診療所、かかりつけ医が対応しております。二次医療圏は、10の広域行政圏で設定され、入院医療や救急医療を提供する中、当地域は上小医療圏として、主に輪番制10病院や信州上田医療センターが対応しております。また、三次医療圏は4つの圏域で設定され、専門性の高い高度特殊な医療を提供し、当地域は佐久医療圏とともに東信医療圏に位置づけられ、佐久総合病院、佐久医療センターが対応しております。

上小医療圏には、三次救急医療に対する医療機関がないため、高度特殊医療につきましては、隣接する医療圏に担っていただいておりますが、入院や手術が必要な二次救急医療については、当医療圏の中で必要な医療が受けられる、いわゆる二次救急医療の圏域内完結を目標に掲げ、取組を進めております。この目標を実現するために、二次救急医療の要である病院群輪番制の維持が不可欠でございますが、慢性的な医療従事者不足、医師の高齢化、医師の働き方改革などの要因で輪番欠院日が生じてしまっていることが当医療圏における大きな課題であると認識しております。

こうした課題を解決するために、昨年度、医療機関、医師会、県、市町村で構成する救急医療体制検討会を立ち上げました。検討会を通じ、関係者が危機感を共有し、課題解決に向け検討を重ねた結果、病院間連携を柱とした上田スタイルの構築につながったものと捉えております。今後も喫緊の課題を洗い出し、解決に向けて官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の計画の検討状況、課題についてでございますが、検討会では様々な意見や改善策が提案されましたが、二次救急医療体制を維持するためには、輪番制の継続と信州上田医療センターへ医療従事者を派遣する共同利用型を併せて行うシステムとして上田スタイルを提案いたしました。

まず、信州上田医療センターと依田窪病院との間で診療連携調整を結び、医療センターで急性期から回復期へ移る患者を依田窪病院にスムーズに転院する取組を行いました。更に、輪番欠院日に依田窪病院から医師及び看護師を医療センターへ派遣し、軽症患者を含めた救急外来を担うことで医療センターの負担軽減につながる共同利用型に取り組んでいただいております。

診療連携協定は、現在では9つの輪番病院が医療センターと協定を締結し、転院のスムーズ化を

推進しております。この取組により、急性期病床の満床による救急止め時間は、令和5年度が908時間、昨年度が642時間、そして今年度は12月末時点で98時間となっており、特に5月から11月までの7カ月間は救急止めがゼロ時間と、大きな成果となっております。

次に、IoT等の活用事例でございますが、信州上田医療センターでは、診療連携協定による転院のスムーズ化を目指し、入退院業務を効率化するクラウドサービスを導入しております。これは、電話、ファクス中心の煩雑な転院、退院の調整業務をオンライン化し、複数の協定締結病院へ一括に打診し、状況を可視化しながら、書類添付などを簡単に行えるクラウドサービスで、業務負担の軽減に大きく寄与しているとお聞きしております。この取組は一例ではございますが、IoTは医療従事者不足等を補う技術で、今後は更に多くの病院への展開を期待しているところでございます。

今後の課題でございますが、診療連携協定により、医療センターから輪番病院への転院は円滑に行われておりますが、輪番病院が満床になり、医療センターからの転院を受けられない事例も見受けられるようになりました。長野県が目指す医療提供体制グランドデザインの課題でもございますが、輪番病院から介護施設や在宅へのスムーズな転院や退院等のシステム化が求められており、今後は更に高齢化が進む中、地域医療体制を維持するための新たな課題であると捉えており、関係機関と検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 飯島議員。

[18番 飯島伴典君登壇]

* 18番（飯島伴典君） 御答弁いただきました。

医療圏の統合ということになってしまうと困るなと私は思っているのが1つと、その医療圏の中で二次未満のところ、この間の報道でも三次救急に近いような話がありましたが、それはなかなか難しいことかなと思っはいるのですが、一方で救急に対してあまり地域全体が期待していない状況が続きますと、先ほどすごく長い名前を言いましたが、信州上田医療センターは独立行政法人病院機構という機構本部が管理している病院でして、期待がないということであれば撤退もやむを得ないという形もあるのかなというところもあります。ぜひ一体となって皆さんで考えなければいけない課題だと思いますので、その辺は共通認識をお願いいたします。

最後に、何より重要な地域住民の命を救える体制づくりの広域連合として、国、県へ救命救急センターの設置や整備を含めた働きかけなどをしていく考えはあるか、この命を救う施設設置への考えをそれぞれ市長、町長、村長である連合長、副連合長に伺い、私の質問といたします。

* 議長（池田総一郎君） 土屋広域連合長。

[広域連合長 土屋陽一君登壇]

* 広域連合長（土屋陽一君） 救急救命センターは、専門性の高い高度特殊な医療を提供する、いわゆる三次救急を担う医療機関として、長野県の医療計画に基づきまして県から指定され、東信

医療圏では佐久総合病院、佐久医療センターということで先ほど答弁がありました。こうした中、上小医療圏の中核病院である信州上田医療センターは、救急患者の地域内での治療を完結させるため、建物の救急機能を拡大する計画があるとお聞きしております。救命救急センターの設置は、県全体で必要性を議論し、設置主体である医療機関の人的要件、施設整備等の条件を満たす必要があると承知しております。今後も県に対して信州上田医療センターから事業説明があると思いますが、その動向には注視をしてみたいと考えておりますが、広域連合としても準備をしてみたいと思います。

信州上田医療センターからは、当医療圏の二次救急の現状を把握し、救急機能の整備強化を目指す確固たる姿勢が示されたものと思っております。しかしながら、地域医療体制を維持していくためにはそれぞれの役割分担があります。広域連合といたしましては、まず二次救急医療の信頼関係に向けた取組を進めることが重要であり、輪番欠院日が増加傾向にある中、後方支援病院である信州上田医療センターの救急専門医の充実や診察室の拡充等、救急機能の強化が最重要課題であると考えております。

住民が安全安心に暮らせる救急医療体制を構築するためには、当医療圏全体の医療提供体制の検証や医師、輪番病院の先生方の御意向などもお聞きしながら、信州上田医療センターの救急機能の充実も含めて多角的に協議検討を進めていくとともに、救急救命センターにつきましては、国、県に対しまして、これまで以上に手厚い施策を講じていただけるよう、より一層積極的に働きかけを行ってみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

* 議長（池田総一郎君） 花岡副広域連合長。

[副広域連合長 花岡利夫君登壇]

* 副広域連合長（花岡利夫君） 議員御指摘のとおり、国や長野県へ救命救急センターの整備を含め積極的な働きかけをすべきと考えております。県でも現在新たな地域医療構想の策定にあたり、国の方向性を踏まえて、目指すべき方向性について検討を進めている動きがあると承知しております。また、信州上田医療センターでは、約4年後に高度な三次救急を24時間担う救命救急センターを設置する構想を発表しております。地域住民が安全安心に暮らせる地域づくりのため、救命救急センター整備の実現に向けて、国や長野県への要望とともに、設置主体の医療機関、構成市町村がそれぞれの立場で努力をしていくべきものと考えております。

* 議長（池田総一郎君） 北村副広域連合長。

[副広域連合長 北村政夫君登壇]

* 副広域連合長（北村政夫君） 救命救急センターの御質問にお答えをいたします。

現在、高度な三次医療を24時間体制で行う救命救急センターは、長野県内では長野、松本、佐久、諏訪、上伊那圏内に設置されておりますが、上小圏内にはございません。そのため、脳卒中でありますとか心筋梗塞等、命に関わります重篤な患者への救急医療は、佐久または長野圏域等の医療機関へ搬送されることが必要な状況でございまして、圏域内に救命救急センターが設置されることは

地域住民の長年の悲願でございます。

最近、信州上田医療センターに救命救急センターの設置構想があるとの報道があり、約5年後の運営開始を目指しているとのことでございます。この動きに対しまして、その動向を注視していくとともに、地域医療の体制充実のため、救命救急センターの指定が受けられますよう国、県等へ要望し、広域連合としてできる支援を検討してまいります。

* 議長（池田総一郎君） 羽田副広域連合長。

[副広域連合長 羽田健一郎君登壇]

* 副広域連合長（羽田健一郎君） 上小医療圏は、救急車を受け入れる輪番病院体制に欠院日が生じるなど救急医療体制の維持が大変厳しい状況となっており、地域住民の一番の安心となる救急救命センターが設置され、早急に高度救急医療の提供ができる体制となることが強く望まれております。つきましては、長和町の町長として、また長野県町村会長といたしましても、この上小地域、そして長野県の医療体制構築のためにも、国や県への働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

* 議長（池田総一郎君） 山村副広域連合長。

[副広域連合長 山村 弘君登壇]

* 副広域連合長（山村 弘君） 坂城町の医療圏域といたしましては、二次は長野医療圏、三次は北信医療圏にそれぞれ属しているという状況であります。また、坂城町には大きな病院がなく、隣接する上小医療圏の医療機関を利用される方が多いため、中核病院となる医療機関への医療従事者確保事業に参画し、地域医療の充実に努めてきたところでございます。

先ほど来出ておりますけれども、救命救急センターの整備につきましては、救急医療体制の確保に向け、圏域内での医療提供体制や輪番制病院との連携など様々な課題があることから、十分な協議が必要であると考えております。上田広域連合を中心とした協議や検討を踏まえまして、地域住民が安心して医療を受けられる体制整備に構成市町村とともに取り組んでまいりたいと考えております。

* 議長（池田総一郎君） 飯島議員の質問が終了しました。

次に、質問第4号、広域連合行政について、古市議員の質問を許します。

古市議員。

[1番 古市順子君登壇]

* 1番（古市順子君） 通告いたしました2項目について質問いたします。

はじめに、消防行政について質問します。令和6年10月29日、上田市塩川の工場にて大規模な工場火災が発生しました。また、令和7年2月28日には上田市武石地区にて大規模な林野火災が、そして最近でも2月21日に西内地区で林野火災が発生いたしました。今年は空気が乾燥した状態が続いており、年明け以降、県内で死者を出す住宅火災が多く発生しております。管内でも1月31日に

東御市で3名、2月3日に上田市で2名、2月16日に東御市で2名の方が亡くなられております。全国各地で大規模林野火災や住宅火災が相次いでおります。

そこで質問いたします。上田地域広域連合管内の住宅火災、林野火災等の発生状況はどうか。住宅火災においては、負傷者などの状況はどうか。火災による死亡者が相次いでおりますが、個別の原因とは別に、一般論として火災による犠牲者を防ぐ方策はどうか伺います。

林野火災に関しましては、上田地域広域連合火災予防条例改正が昨年10月の広域連合議会で議決され、今年1月1日より施行されております。条例改正により、林野火災防止のため、火の使用を制限することを含む林野火災注意報・警報の運用が始まっております。

そこで質問いたします。林野火災注意報及び林野火災警報の発令の条件は何か。林野火災警報には違反した者には30万円以下の罰金か拘留することが定められておりますが、住民はほとんど知らない状況ではないでしょうか。条例内容の周知を広く継続的に定期的に行うべきですが、どのような取組をされているのでしょうか。

条例の実効性を担保するには、地域をパトロールする必要がありますが、消防団をはじめとする各種団体への協力をお願いいたしまして、そういうことも含めまして、どのような取組をなさっておられるか、またはされているか、以上6点伺います。

* 議長（池田総一郎君） 齋藤消防長。

[消防長 齋藤武昭君登壇]

* 消防長（齋藤武昭君） 全国的な大規模火災の発生と当広域消防管内におきまして発生いたしました住宅火災等の報道を踏まえまして、何点か御質問をいただきましたので、順次御答弁申し上げます。

はじめに、当広域消防管内の火災発生状況についての御質問でございますが、過去3年間について申し上げますと、令和5年の火災件数は64件で、うち住宅火災が12件、林野火災が3件、令和6年の火災件数は42件で、うち住宅火災が12件、林野火災が1件、令和7年の火災件数は56件で、うち住宅火災が16件、林野火災が1件といった状況でございます。

また、令和8年になりまして、2月末現在の火災件数が17件、うち住宅火災が6件、林野火災につきましては、2月21日に上田市西内でたき火が住宅に燃え移り、その後山林に延焼拡大したと見られる火災が発生いたしました。国の統計処理の要領に基づきまして、この火災につきましては住宅火災への計上となりますことから、統計上、林野火災そのものの発生はございません。

次に、当広域消防管内における住宅火災での負傷者の発生状況につきましては、こちらも過去3年間について申し上げますと、令和5年が4人、令和6年が7人、令和7年が4人、そして令和8年におきましては2月末現在で1人といった状況でございます。

続きまして、火災による死者と一般論としての火災による犠牲者を防ぐ方策についての御質問でございますが、はじめに当広域消防管内における過去3年間の火災による死者の発生状況につきま

しては、令和5年が3人、令和6年が4人、令和7年が3人、そして令和8年に入りまして、2月末現在で、先ほど委員から御説明をいただきましたとおり、実に8人もの尊い命が火災により失われております。お亡くなりになられた皆様に心より御冥福をお祈り申し上げます。

火災による死者の傾向といたしましては、最新の国の統計では、死者の総数の8割以上が建物火災によるものであり、この建物火災による死者の9割以上が住宅火災で発生しております。また、先ほど申し上げました本年2月末における当広域消防管内の火災による死者8人中7人が住宅火災により発生していることから、一般論としての火災による犠牲者を防ぐ方策として、ここでは住宅防火対策について御説明申し上げます。

国では、「住宅防火いのちを守る10のポイント」と題して、4つの習慣と6つの対策を提唱しており、当広域連合のホームページでもその内容を掲載し、周知しているところでございます。簡単に内容を御紹介させていただきますと、4つの習慣につきましては、1、寝たばこをしない、させない、2、ストーブの周りに燃えやすいものを置かない、3、こんろ使用中にその場を離れない、4、コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策につきましては、1、ストーブやこんろ等は安全装置のついた機器を使用する、2、火災の早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検、交換する、3、部屋の整理整頓と、寝具、衣類、カーテンは防災品を使用する、4、消火器を設置し、使い方を確認しておく、5、お年寄り等の配慮を必要とする人は避難経路、方法を確保しておく、6、地域の訓練への参加などを通じて地域ぐるみの防火対策を行うといった内容でございまして、まずは火災を発生させないためのポイントと併せまして、万が一火災が発生した場合の対応などを提唱しているところでございます。

中でも住宅用火災警報器に関しましては、これまでの国の統計におきましても、住宅火災による死者は就寝時間帯に多く発生しており、また死に至った経過別では逃げ遅れが最も多いことから、住宅火災の犠牲者の多くが就寝中の逃げ遅れであることを踏まえ、住宅用火災警報器の設置、維持が法令で義務づけられているところでございます。

続きまして、議員御紹介のとおり、本年1月1日に施行いたしました林野火災注意報・警報についての御質問をいただきましたので、順次御答弁申し上げます。

林野火災注意報・警報は、林野火災の発生が危惧される気象状況になった際に発令をし、圏域住民の皆様に注意喚起をするとともに、併せまして火災予防条例で定めるたき火や火入れ等の火の使用の制限を課す制度でございます。

はじめに、林野火災注意報の発令基準につきましては、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下の場合、または前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合となりますが、ただいま申し上げましたこの発令基準に加えて、強風注意報が発表された場合は林野火災警報の発令基準となります。いずれの場合におきましても、当日に降雨が見込まれる場合や降雪がある場合などは、発令基準に該当して

いても発令を見合わせる場合がございます。

ただいま御説明申し上げました発令基準につきましては、令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災の検討結果を踏まえ、国から提示された指標に基づくものでございますが、当時の岩手県大船渡市におきましては、林野火災警報の発令基準の気象状況に該当していたものと承知をしてございます。

次に、罰則を含めた制度の周知につきましては、林野火災警報の発令根拠は、消防法第22条によるところでございますが、消防法第22条には、当該警報が発せられたときは、その区域内に在る者は火災予防条例で定めるたき火や火入れなどの火の使用制限に従わなければならない旨を規定しております。この火の使用の制限に違反した場合の罰則につきましては、消防法第44条に規定があり、議員御説明のとおり、30万円以下の罰金または拘留に処するとされております。

ただいま御説明申し上げました罰則を含めての林野火災警報に関する制度周知の取組につきましては、一例といたしまして、当広域連合の広報紙でございます「うえだ広域」1月号で林野火災注意報・警報の制度運用開始の説明と周知を図るとともに、罰則につきましても掲載させていただいたところでございます。また、同様の内容を当広域連合のホームページに掲載したほか、地元ケーブルテレビの御協力による周知といった取組等も行っております。

このほかにも、1月28日には長野県庁で林野火災防止の共同宣言が行われ、この場におきましても周知されたほか、1月早々から日本各地で林野火災が多発したこともございまして、各種マスメディアにおきましても当該制度が広く取り上げられたものと承知をしてございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、制度の周知は広く継続的、定期的に行うことが重要であることから、引き続き関係機関等とも連携を取りながら広報を実施していくとともに、たき火実施者からの届出を受ける際や、たき火実施者に直接お声がけをさせていただくなど、丁寧な説明に心がけてまいります。

続きまして、林野火災注意報・警報の制度の実効性を担保するには、議員御指摘のように、消防団をはじめとした各種団体と連携協力してのパトロールが不可欠でございます。このため、関係市町村の森林整備部局には、昨年のうちから制度の説明と連携協力についての確認をするとともに、関係市町村の消防団にも火災注意報・警報発令時のパトロールについて協力依頼を申し上げたところでございます。

また、更に大きな枠組みといたしましては、上田地域におきまして、関係市町村をはじめ長野県上田地域振興局、東信森林管理署、上小林业振興会と連携いたしまして、2月から5月までの林野火災多発期に春の山火事予防運動を実施いたします。この予防運動の実施要綱には、林野火災注意報・警報の発令時など、山林火災が発生しやすい時期には、関係機関が協力をして、住宅地等に近接する森林で重点的なパトロールを実施するなど、森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、早期発見に努めることとされており、3月11日には当該関係機関合同で山火事予

防パレードを実施する予定でございます。

国におきましても、林野庁と消防庁が連携して全国山火事予防運動を実施いたしますが、ここでこれらの予防運動の全国統一標語を御紹介させていただきます。「山火事を起こすも防ぐも私たち」この標語のような意識醸成を図るべく、これからも関係機関との連携を図りながら、圏域住民の皆様への周知や巡回指導に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 古市議員。

[1番 古市順子君登壇]

* 1番（古市順子君） 御答弁いただきました。

それでは次に、介護認定事務について質問いたします。上田地域広域連合では、構成市町村の上田市、東御市、青木村及び長和町における介護保険事務のうち、介護認定調査事務及び介護認定審査会の運営に事務の共同処理を実施されております。4市町村の介護保険申請窓口において介護認定申請書を受理した後、上田地域広域連合の介護認定調査員が訪問をされ、認定調査を実施されております。その後、主治医からの意見と併せて介護認定審査会にて審査判定を行っておられます。

上田地域広域連合の認定審査期間は、約1カ月半、45日ぐらいと一般的に言われております。介護保険法では、この認定審査期間は原則として申請から30日以内とされており、この期間短縮は課題の一つと考えております。全国一認定期間が短いとされております埼玉県本庄市では20.3日で、30日以内の件数は90%となっております。その理由として、次の3つの要素が挙げられております。1つとして、申請から3日以内に認定調査のアポイントを取り、早めの調査を実施していること、2つ目として、主治医意見書は医師会の先生方の協力体制の下、迅速に作成されていること、3つ目として、資料の電子送付などにより、介護認定審査会の結論が迅速に出ることです。

また、厚労省からは、令和7年3月31日に30日以内に実施するための参考となる期間が示されました。それによりますと、認定調査の実施が調査依頼から7日以内、主治医意見書入手が作成依頼から13日以内、介護認定調査会の開催が認定調査票、主治医意見書がそろってから12日以内となっております。

そこで質問をいたします。上田地域広域連合における認定審査期間はどうか。2番目として、認定審査期間の短縮のため、主治医意見書の電子化、オンライン審査会の導入、タブレット端末の活用などが監査意見として指摘をされておりますが、どのように取り組んでおられるのでしょうか。3つ目として、認定審査期間の短縮について、先進地研修などの取組はどうでしょうか。

以上3点伺って質問を終わります。

* 議長（池田総一郎君） 青木事務局長。

[事務局長 青木卓郎君登壇]

* 事務局長（青木卓郎君） まず、上田市広域連合の認定審査期間についての御質問でございま

す。

介護保険法では、原則30日以内と規定されておりますが、申請から介護認定までには、認定調査の実施、調査票の整理、認定審査会の開催など、段階的な手続を受ける必要があり、また認定の公平性や正確性を確保しながら進めていることから、期間の短縮化につきましては、広域連合だけでなく、多くの自治体が共通して抱える課題となっております。

こうした中、令和7年3月31日に国から公表された令和5年度の認定審査期間は、全国平均が40.8日、長野県平均が45日、そして当広域連合は平均44日ございました。また、当地域の現在の状況でございますが、本年1月末現在でいずれも平均で調査依頼から実施までが8.03日、主治医意見書の作成依頼から入手までが18.13日、介護認定審査会の開催は認定調査票及び主治医意見書がそろってから19.39日となっております、全体の認定審査期間は43.76日となっております。

次に、認定審査期間の短縮に向けたデジタル技術活用についての御質問でございます。はじめに、主治医意見書の電子化でございますが、現在国において導入に向けた検討が進められているところであり、今後示される具体的な制度設計やシステム仕様を踏まえ、円滑に対応できるよう、情報収集と準備を進めてまいります。

次に、オンライン審査会につきましては、既に希望する審査会委員がオンラインで参加できる体制を整えており、移動負担の軽減を図ることで、より参加しやすい環境づくりに努めているところでございます。また、認定調査におけるタブレット端末の活用につきましては、認定調査票作成やデータ入力の効率化が期待されることから、費用対効果や運用面の課題を整理しつつ、導入の可能性について検討を進めてまいります。

認定審査期間の短縮につきましては、重要な課題であると認識しておりまして、監査委員から御指摘のありました主治医意見書の電子化、オンライン審査会の導入、タブレット端末の活用につきましては、いずれも事務の効率化や処理の迅速化が期待されることから、業務の見直しと併せて具体的な活用方法を検討し、順次取り組んでまいります。

次に、認定審査期間の短縮について、先進地研修などの取組はどうかとの御質問でございます。認定審査期間の短縮を図る取組の一環として、オンライン審査会の導入や、認定調査員がタブレット端末を活用している先進地として、これまで新潟県燕市、埼玉県入間市、所沢市、そして群馬県前橋市へ視察を行ってまいりました。視察先では、介護認定事務に係る審査会資料の電子化を進めることにより、紙の資料や郵送の削減などで業務の効率化を図り、その結果として認定審査期間の短縮にもつながっていると説明がございました。

また、認定調査においては、調査結果を訪問先でタブレット端末に直接入力できる体制を整えることで、帰庁後の転記作業の軽減や入力漏れの防止に効果があり、事務処理の負担軽減に一定の効果があるとのことでした。一方、導入にあたっては、初期費用やシステム更新費用など財政負担、個人情報保護や情報セキュリティ対策の徹底、職員の操作習熟や運用体制の整備といった課題も

あるとお伺いしております。

当広域連合といたしましては、これらの効果と課題を総合的に踏まえ、地域の実情に即した方法を見極めながら、認定の公平性と正確性を確保した上で、事務処理の効率化と認定審査期間の短縮について、その方策について引き続き研究してまいります。

以上でございます。

* 議長（池田総一郎君） 古市議員の質問が終了しました。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

各議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

次回は、3月6日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

午後 2時47分 散 会